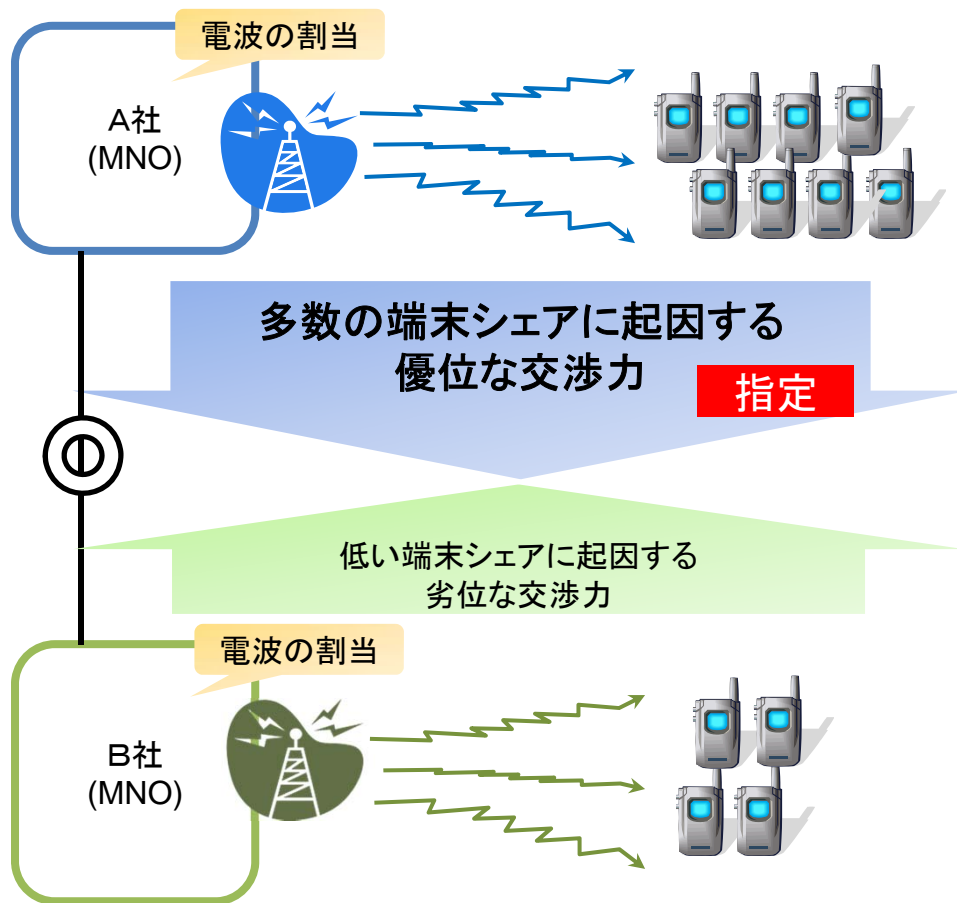
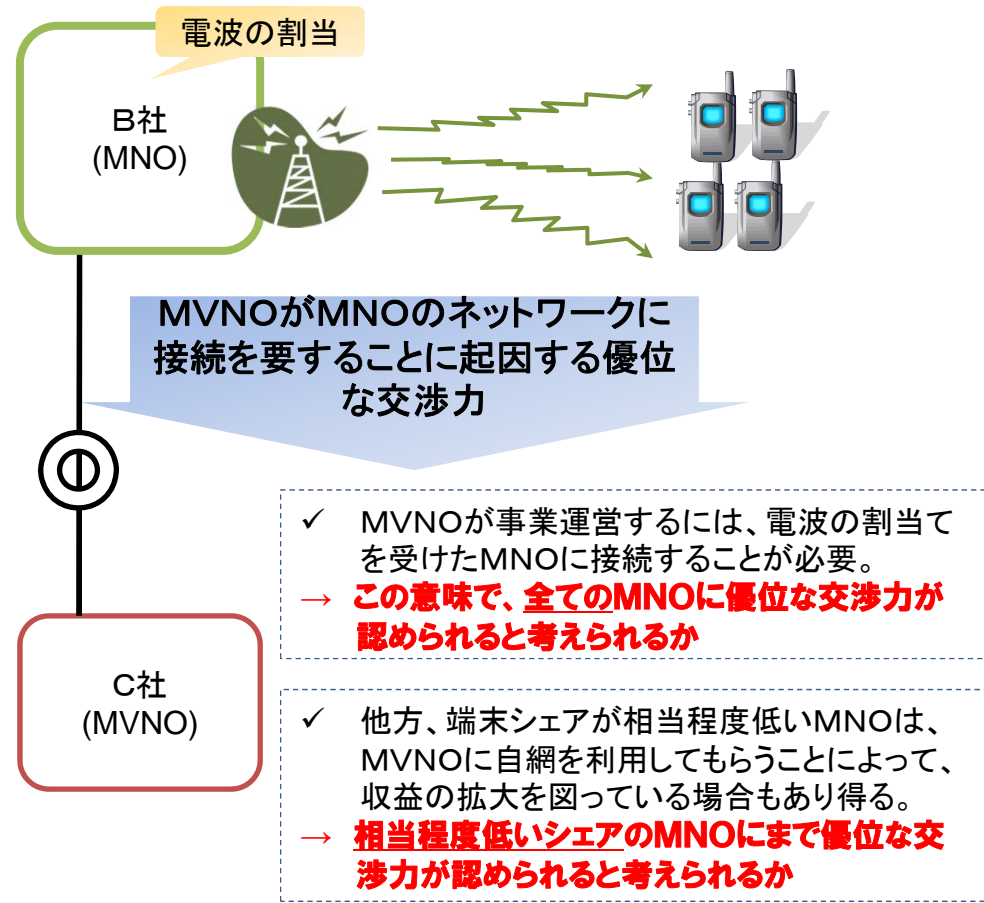


- 電波の割当てを受けない者(MVNO)が移動体通信市場へ参入するためには、電波の割当てを受けた事業者(MNO)のネットワークに自らのネットワークを接続することが必要となる。
- この意味で、MNOのネットワークは、必ずしも端末シェアが高いとはいえないMNOであっても、電波の割当てを受けられないMVNOとの関係においては相対的に強い交渉力を持つとの意見が示されている。

## <MNO-MNO間>

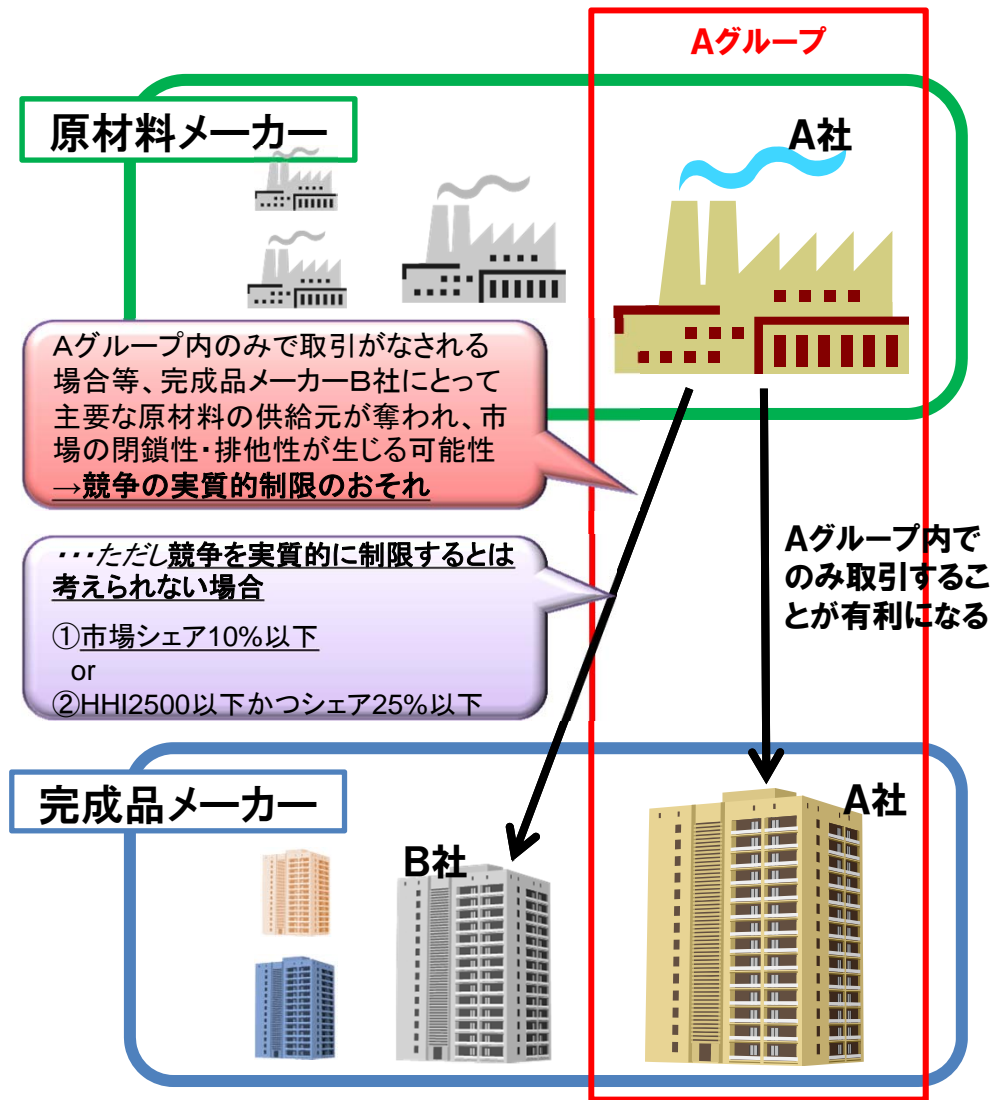


## <MNO-MVNO間>



■ 『企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針』では、企業結合後のグループの市場シェアが10%以下であれば、通常、競争を実質的に制限するとは考えられないとされている。

企業結合審査に関する 独占禁止法の運用の指針	
垂直型 企業結合	取引段階を異にする会社間の結合 (例)原材料メーカーと完成品メーカーとの間の合併
競争の実 質的制限	グループの市場シェアが大きい場合には、垂直型企業結合によって、グループ間の取引部分について閉鎖性・排他性の問題が生じる結果、当該グループが商品の価格その他の条件をある程度自由に左右することができる状態が現出し得るときがあり、このような場合、垂直型企业結合は、一定の取引分野における競争を実質的に制限する。
競争を制 限するとは 考えられな い場合	<p>①又は②に該当する場合は、競争を実質的に制限するとは考えられない。</p> <p>① 関係するすべての一定の取引分野において、企業結合後のグループの市場シェアが10%以下である場合</p> <p>② 関係するすべての一定の取引分野において企業結合後のグループのHHIが2500以下であって、市場シェアが25%以下である場合</p>



## ○ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(2001年11月、総務省・公正取引委員会)

### Ⅱ 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

【再掲】市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

#### 2 電気通信事業法上問題となる行為

(1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号）

○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内  
他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第30条第3項第2号）

(例)

- ① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い
- ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定
- ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供
- ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務
- ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い
- ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること
- ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い
- ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第3項第3号）

(例)

- ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限
- イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉
- ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

- 我が国の接続制度については、限定的な事由に該当しない限り、応諾する義務があることから、一定の蓋然性の立証をもって、拒否事由に該当するなどの運用を行うべきとの主張(NTTドコモ)がある。

## 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき (法第32条第1号)

- (例)
- ✓ **電気通信設備を損傷**し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
  - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について**適切な品質の保持が困難**となる時(逐条解説)
  - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該**MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれ**があると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
  - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該**MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれ**があると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
  - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該**MNOにおける周波数の不足等**により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

## 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき (法第32条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において**電気通信回線設備の保持が経営上困難**になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
  - ✓ 接続を拒否するためには、**客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない**(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

## その他、総務省令で定める正当な理由があるとき (法第32条第3号)

### 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき (施行規則第23条1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が**接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合**は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

### 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき (施行規則第23条2号)

- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するために**MNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大**であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)



「接続請求者が接続を悪用して反社会的行為を行う意図があることにつき、一定の蓋然性をもって立証することができた場合には接続を拒否できる」という形で接続拒否事由の明確化を図るべきとの主張がある(NTTドコモ)。

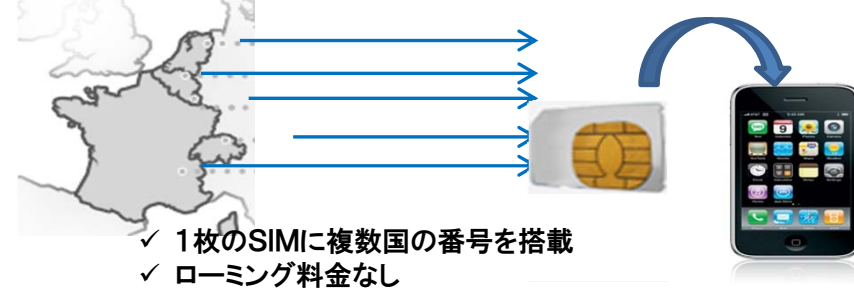
- 近年、複数国のMNOとの間でMVNO契約を締結することにより、ローミング料金設定を回避し締結先国の他MVNO事業者と同等の価格で利用者に通信役務を提供しようとするMVNOが増加。今後、日本のMVNO事業者の海外との提携、海外のMVNOの日本進出といった国際連携が進展することが予想される。
- 他方、非電気通信事業者によるMVNO参入といった主体の多様化が進み、通信役務のみならず、プラットフォーム・端末等も総合的に提供する事業形態が出現。今後、既存のビジネスモデルに変化をもたらすことが予想される。

## 複数国にまたがるMVNOの出現

### ▶ 複数国にまたがるMVNO例

	事業者	番号取得可能国
海外	Transatel (仏)	フランス、スイス、ベルギー オランダ、ルクセンブルク
	Truphone (英)	イギリス、アメリカ、オーストラリア (今後、シンガポール、スペイン、香港等に 拡大予定)
	World SIM (英)	イギリス、アメリカ

(例)Transatelの場合



利用国	月額基本料(※)	料金(分)
仏、瑞、蘭、ベルギー	4.5€ / 9€ / 16.2€	0.20€ / 0.16€ / 0.13€
ルクセンブルク		4.5€ / 9€

(※上記は2年契約の場合。  
利用時間により複数プラン設定)

## プラットフォームと通信役務の双方を提供する事業者の出現 (アマゾン社の例)

- ◆ アマゾン社が各国の通信事業者とMVNO契約を結び、通信役務を調達。通信料は自社負担。
- ◆ 利用者は電気通信事業者との契約をすることなく、同社サイトから電子書籍等のコンテンツの取得が可能(当該コンテンツ料等に通信料が含まれる)

### キンドル端末



通信役務とコンテンツ販売の双方をアマゾン社が提供

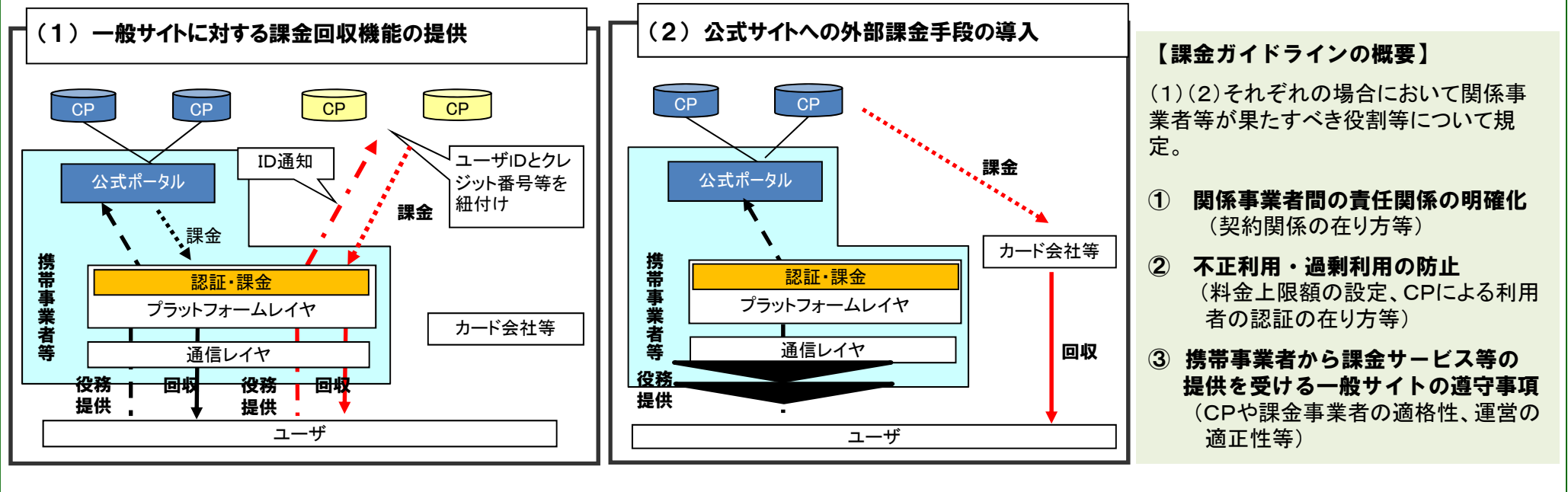


- WiFi対応の機種、及びWiFi・3G双方に対応する機種あり
- 電子書籍購入時はキンドルが自動で最寄りのホットスポットを探知、コンテンツのダウンロードが可能。3G回線利用時も無料。(通信料はアマゾンが負担)
- 米国では、AT&TのWiFiホットスポットを無料で利用可能。

➡ **こうした提供形態の進展により、利用者から通信事業者(及び通信役務)が見えにくい形での役務提供が増加すると考えられる。**

## モバイルコンテンツにおける課金手段の提供に関するガイドライン(09年12月)

■携帯端末向けコンテンツについて、ポータル機能や課金・認証機能を担うプラットフォームの相互運用性の確保や多様化が図られる中で、関係事業者（携帯PHS事業者、CP、課金事業者等）が利用者に対し安心・安全で信頼性の高いサービスを提供するための適切な枠組みを提言。民間主体（携帯事業者、CP等）のモバイルプラットフォーム協議会が策定。



### <キャリアによる価格設定が利便性を低下させると指摘される例>

- ◆ 2010年7月 課金事業者（株）ウェブマネーが携帯PHS事業者以外で初の公式サイト（NTTドコモモードサイト）の決済サービスに参入。他方、その後その他の参入例はなし。
- ◆ また、現行のサービスについても、キャリア決済の価格設定がプリペイド型決済に適さない場合が存在するとの意見もある。

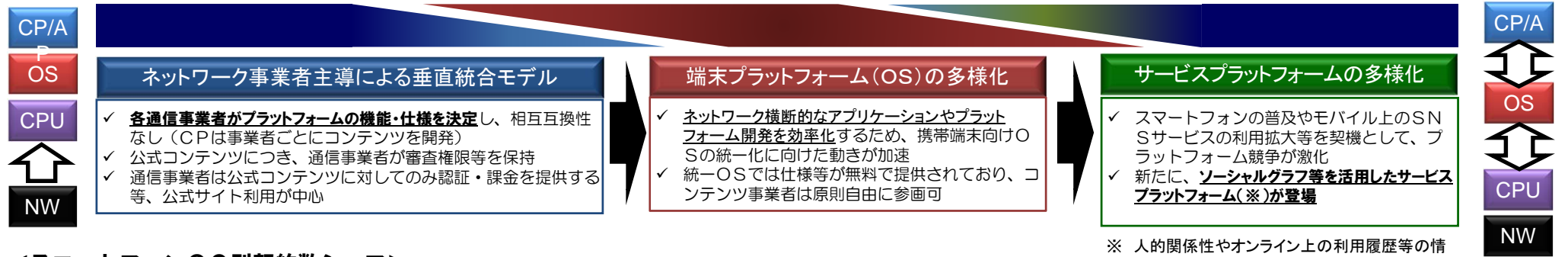
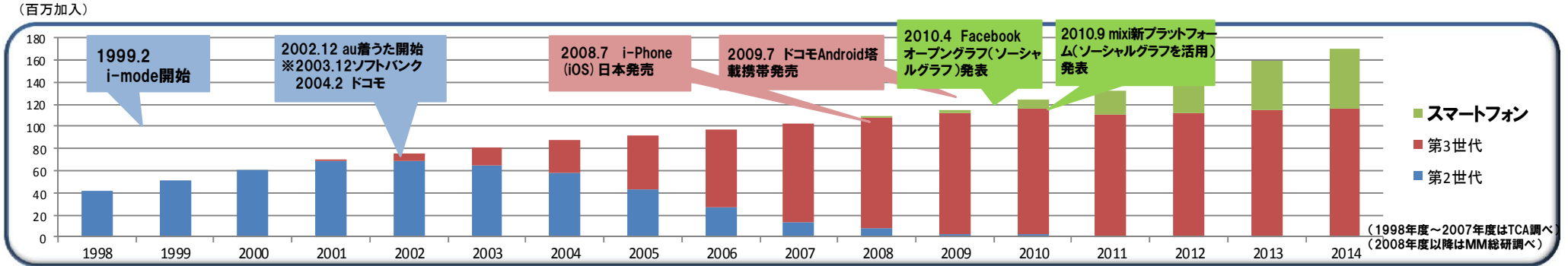


キャリア決済価格  
コンテンツ代+消費税=1,050円

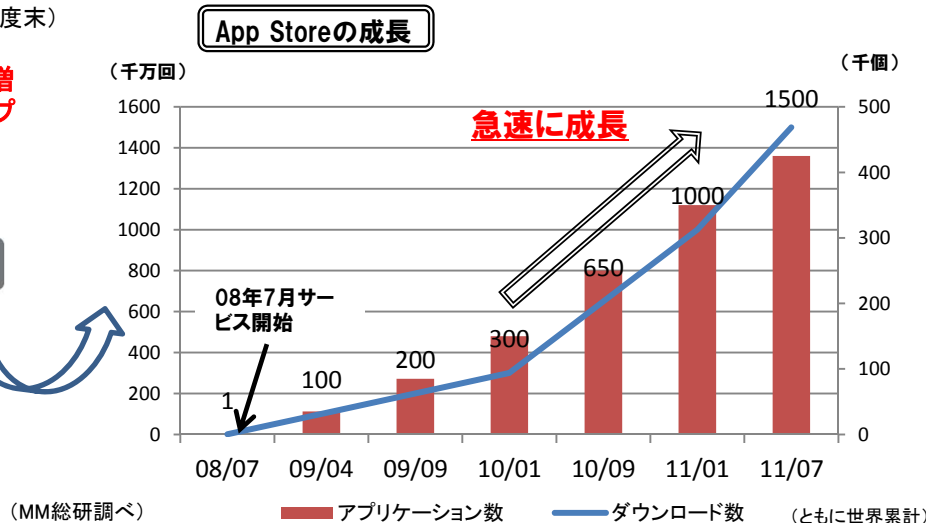
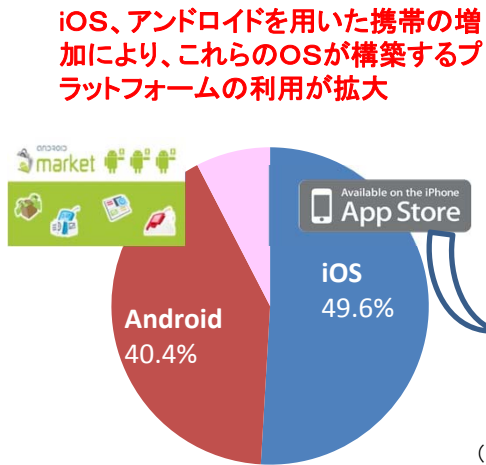
プリペイド型決済の  
チャージ方法では、50円  
半端となり利便性低下



デPOSIT  
1,000円毎

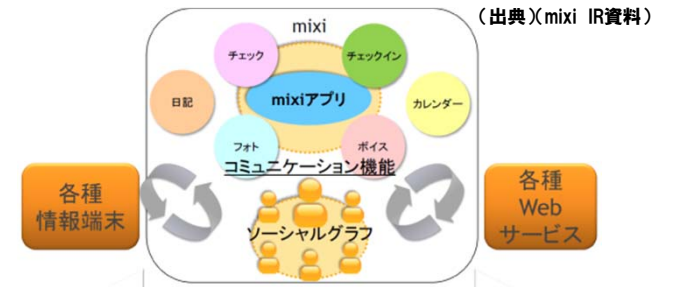


<スマートフォンOS別契約数シェア>  
(2010年度末)



※ 人的関係性やオンライン上の利用履歴等の情報の蓄積に基づいて、特定の情報やサービス等を高い信頼性の下で提供

《ソーシャルグラフの波及効果》



- ✓ Facebookのアクセス数がGoogleのアクセス数を超過 (' 10.3)
- ✓ ソーシャルゲームZyngaでFacebookポイントの利用が可能 (' 10.5)
- ✓ MS Bing(米)が検索結果にFacebookのLike! 機能を反映 (' 10.12)

## SIMロック解除に関するガイドライン（2010年6月30日、総務省）

### ■趣旨

- ✓ 海外渡航時、携帯電話の番号ポータビリティ制度利用時など、携帯電話利用者の中にはSIMロック解除に対する要望が存在
- ✓ 事業者は、その主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することとし、当分の間、法制化に係る検討は留保し、事業者による取組状況を注視

(※) モバイルバイルビジネス活性化プラン(2007年)には、「3. 9Gや4Gを中心にSIMロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点で最終的に結論を得る。」と記載。

### ■対象となる端末

- ✓ 2011年度以降新たに発売される端末のうち対応可能なものから解除。対象端末、SIMロック解除に係る条件・手続を事前に公表。

### ■説明責任

- ✓ 事業者は、①端末販売時、②SIMロック解除時、③役務の提供に係る契約締結時に、以下の事項等を利用者に説明。
  - SIMロック解除に係る条件及び手続
  - 他社のSIMカードが差し込まれた際に、通信サービス等の利用が制限される可能性

### ■その他

- ✓ 通信サービスの不具合・機器の故障への対応
  - 現に役務を提供する事業者は、利用者への対応に当たる体制を整備し、事業者等との間で取次方法等について協議。
- ✓ ガイドラインの見直し等

## SIMロック解除の開始に伴う事業者間基本合意事項(2010年12月7日)

### ■責任の分担の原則

役務提供事業者は約款に従い、その役務を提供することのみについて責任を負い、それ以外は端末販売事業者が対応

### ■故障時等の対応

SIMカードの正常性の確認(他の端末に差し替え音声通話等の動作確認を実施)することにより切り分けを行い、SIMの正常動作が確認できた場合には端末販売事業者が利用者対応を実施

### ■緊急通報機能の扱い

緊急通報機能の社会的重要性を踏まえ、事業者間で総務省・認定機関等と連携を取りながら、事前にその対応について検討を行う (※)

### ■事業者の独自仕様に関する動作保証

事前に事業者間で仕様確認、調整等を行わない

### ■利用者への周知事項

ガイドライン記載事項及び利用者に対し最低限説明すべきと合意された事項(※)についてはそれぞれ責任のある事業者が利用者へ説明を実施

(※)

- ①端末のアフターサービスに関する事項
- ②端末の動作に関する事項
- ③ネットワークサービスに関する事項(提供条件、料金)

(※) 携帯電話通信事業者に対してはSIMの情報(EFecc)を端末メーカー、認定機関等に情報提供するように指導。各社において、自社のHPで当該情報を公開する等の取組がなされている。



■2001年4月、電気通信事業者による光ファイバ網等の整備促進のため、公益事業者が保有する電柱や管路等の線路敷設基盤の貸与手続等の標準的な取扱いを示した「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定。

■これまでの事業者の要望等を踏まえ、5回の改正を実施。

## ガイドラインの概要

### (1)ガイドラインの対象

- ①設備保有者：電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者
- ②事業者：認定電気通信事業者
- ③設備：
  - i)電柱、管路、とう道、ずい道その他の線路を設置するために使用できる設備
  - ii)鉄塔等

### (2)設備提供4原則

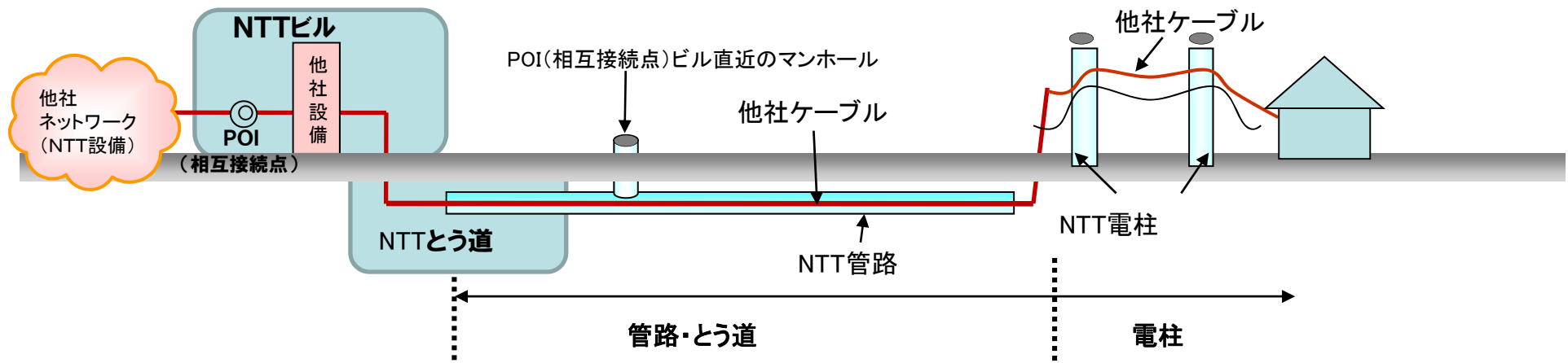
- ①公正性の原則 ②無差別性の原則 ③透明性の原則 ④効率性の原則

### (3)貸与手続等

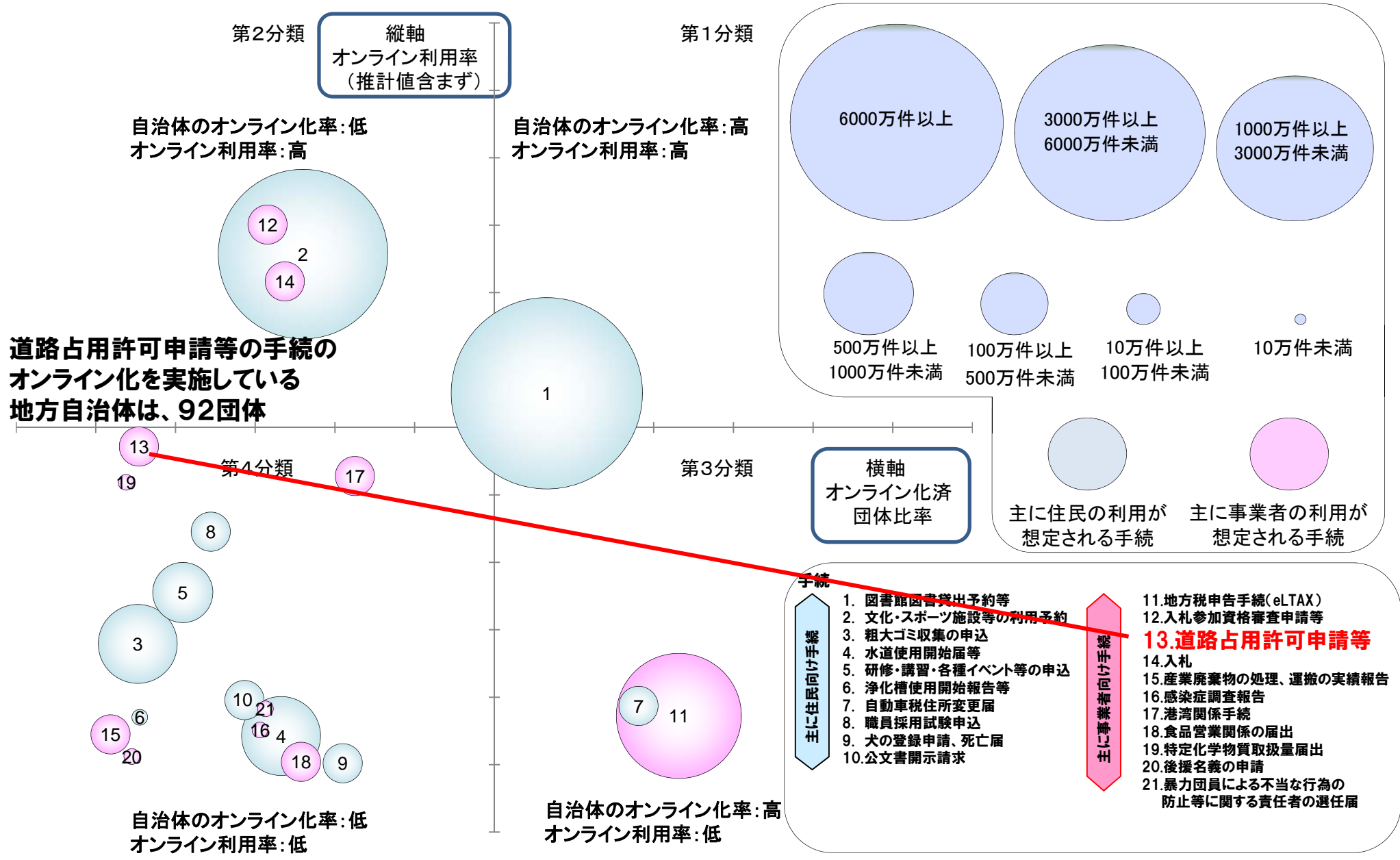
- ①調査回答期間：原則2ヶ月以内に提供の可否を回答。
- ②貸与拒否事由：区間に空きがない場合、技術基準に適合しない場合等を規定
- ③貸与期間：原則5年 等

## ガイドラインの改正経緯

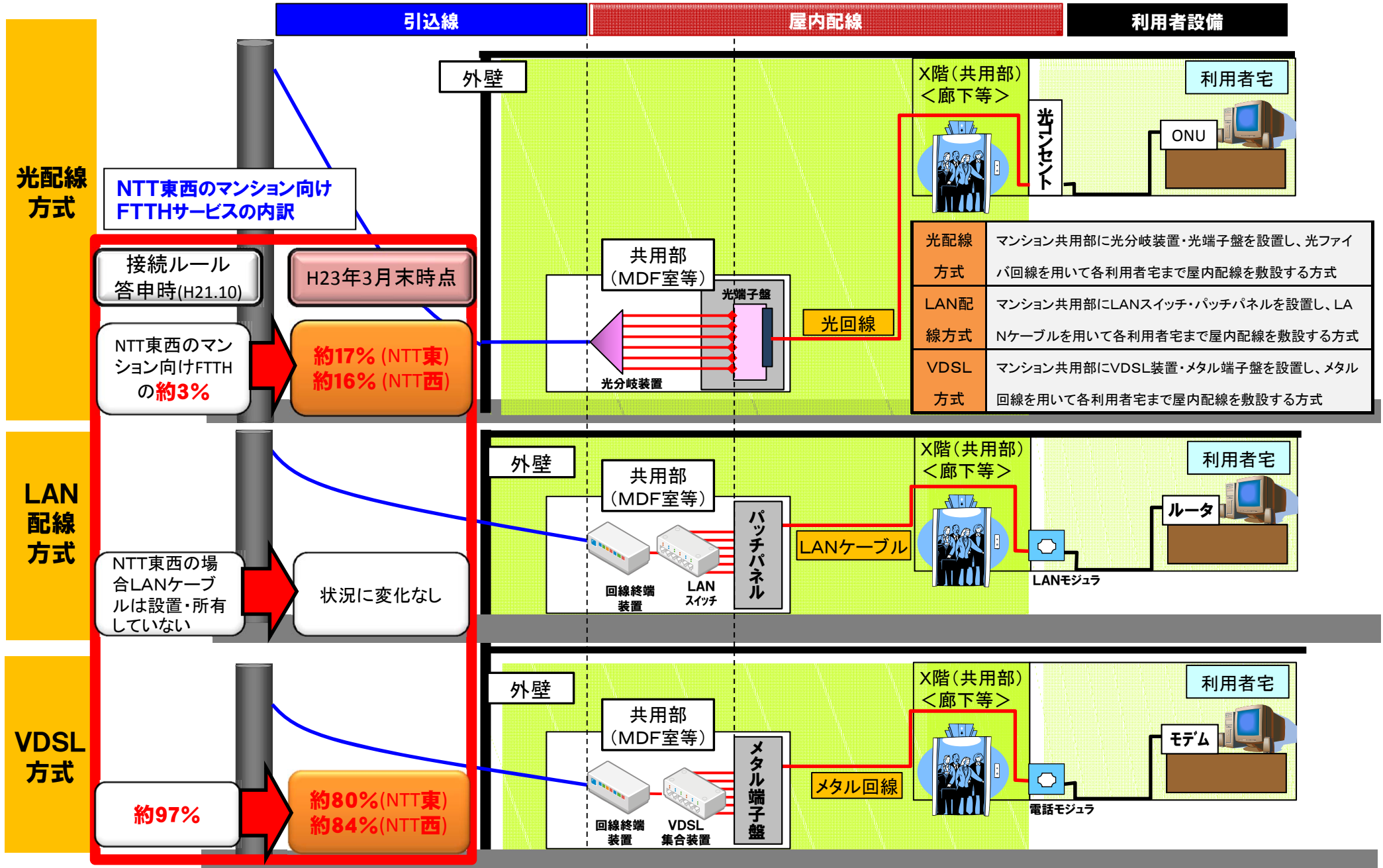
改正年	改正概要
2002年	電柱への共架に関する「一束化」に関する規定を追加
2003年	支線共用に関する規定、腕金類の設置に関する規定を追加
2004年	使用可能時期の照会に対する回答努力義務、支線共用拒否事由の通知等に関する規定の追加
2007年	効率性の原則及び定型・反復的な光引込線等に係る設備使用に関する手続の簡素化に関する規定を追加
2010年	対象設備に携帯電話の基地局を設置する「鉄塔等」を追加



※ 数字は平成21年度のもの



# マンション向け光屋内配線の設置形態



- 都市部における「地中化による無電柱化」の進行に伴い、直ちに追加的な光ファイバを敷設できない状況が生じ、後発事業者にとってユーザへのサービス提供が不可能となるケースが発生しているとの主張が競争事業者よりなされている。
- 現状の接続ルールではNTT東西の加入光ファイバを「NTT局舎～各戸」までひと続きで貸し出す旨規定していることから、地中化された部分のみの利用を念頭に加入光ファイバの部分的な開放のためのルール整備が求められている。

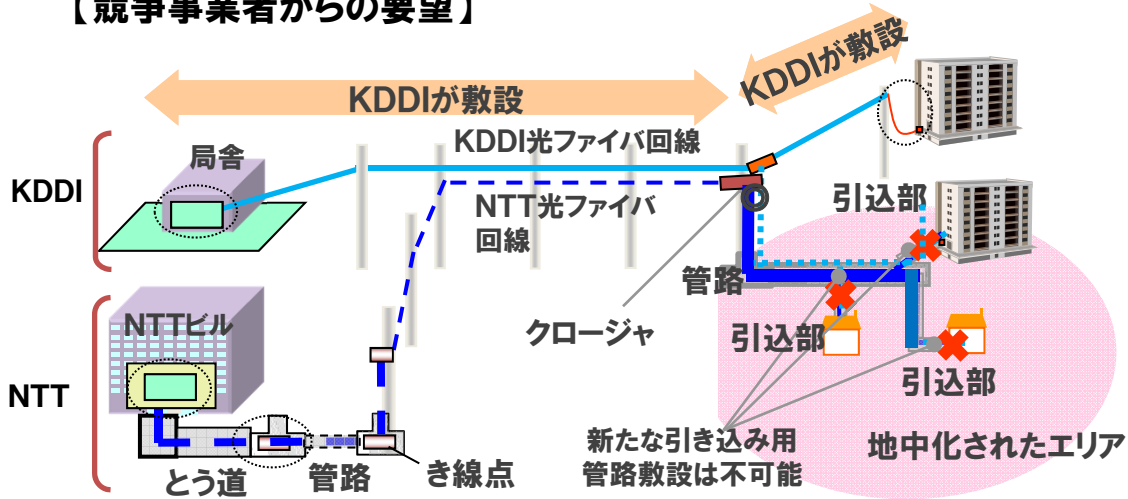
## 光ファイバの部分的な開放についてルール整備をすべき

- 地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路が狭隘であり、なおかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。
- ユーザの選択肢を確保する観点から、これらの地域で**NTT東・西が敷設した光ファイバについて、「電柱(クロージャ)～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを早急に整備すべき**です。【KDDI】

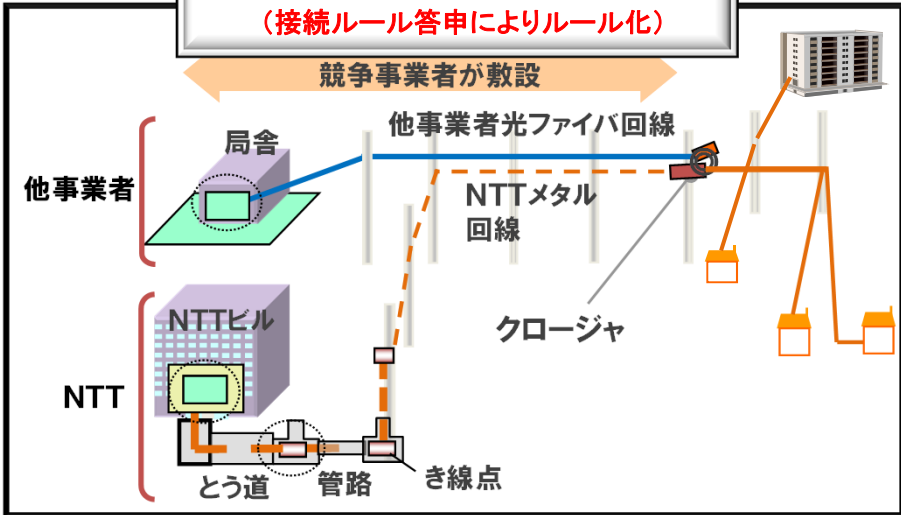
## 具体的な要望を踏まえて検討していくが、課題はある

- 当社光ファイバの電柱上からお客様宅までの区間だけを貸し出すことについては、要望事業者からの具体的な要望を踏まえて接続条件や追加費用等について検討していく考えですが、現時点で想定される課題としては、以下のような点があると考えます。
  - ・柱上にPOI-BOXを設置するほか、POI-BOXと当社クロージャ内の引込線接続端子の間をつなぐ必要があり、電柱の強度やスペースの不足等により、提供できないケースがあること。
  - ・引込線下部について、保守や設備管理が困難であること。
 また、どのような方法によって実現するかによってかかる費用は変動するため、費用の程度については一概に申し上げられません。【NTT東西】

### 【競争事業者からの要望】



### 【参考：メタル回線のサブアンバンドル】 (接続ルール答申によりルール化)



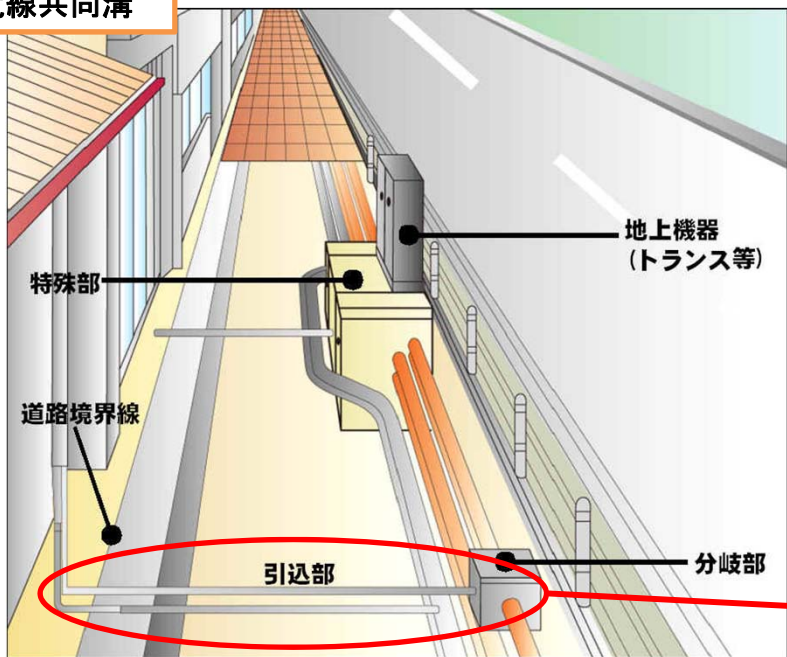
■ 後発事業者による集合住宅への光ファイバの引込みや電線共同溝からの引込みについては、引込管の所有者(集合住宅の所有者、土地所有者等)や、先行して光ファイバを入線している事業者の承諾・了解が必要となるが、引込管の共用等の追い張りに関するルール整備の必要性についての意見が示されている。

## 提案募集における意見概要

### 後発事業者による集合住宅への引込み、電線共同溝エリアでの引込み

- 集合住宅への引込みは、予備の空き管路がある場合は少なく、新規に管路敷設も困難な場合が多い。既に使用している管路であっても、光ケーブルの同一管路への追い張りが可能であれば、入線を認めるように規定すべき。【CATV連盟】
- 電線共同溝エリアにおいて、後発事業者による引込管・引込設備の共用についてのスキームを明確化すべき【CATV連盟】

電線共同溝



- ・ 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設のこと。電気事業者の電線その他、電気通信事業者の電線(光ファイバを含む)、CATV事業者の放送線、道路管理者の行政用光ファイバ等が入溝する。
- ・ 電線共同溝の建設にあたっては、道路管理者は占用予定者から建設負担金を徴収する。また、管理に当たっては、管理負担金を徴収し、電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他等を行う。

(図及び説明は国土交通省中国地方整備局による資料をもとに作成)

**既に光ファイバが入線している引込管において、他の事業者が光ファイバの追い張りを行う場合に関するルール整備の必要性について**

## 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

(基本的な考え方)

- 第一条 このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備（行政財産であるものを除く。以下「設備」という。）の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者（以下「事業者」という。）に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的とする。
- 2 線路を設置するために使用することができる設備の設備保有者（第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。）には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者がそれぞれ該当するものとする。
- 3 鉄塔その他の空中線の設置を目的とする設備の提供には、当該設備に携帯電話の基地局の空中線を設置しようとする事業者に提供する場合のみが該当するものとする。
- 4 （略）

## ガイドラインにおいて鉄塔に適用される主なルールの概要

## ●貸与拒否事由

設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、原則として拒否しない（区間又は場所等に空きがない場合、技術基準に適合しない場合等を除く。）

## ●貸与期間

原則として 5年間

## ●貸与の対価

設備使用料の算定に当たっては、ガイドラインに掲げるいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定

## ●貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成・公表

設備保有者は、このガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供にガイドラインに掲げる事項を公表する

- ローミングとは、移動通信事業者(MNO※)が、他の移動通信事業者のネットワークを利用する形態の一方式。
- これまでに、情報通信審議会答申や、総務省の検討会において、以下のとおり考え方及び課題の整理が行われている。

※Mobile Network Operatorの略称。ここでは、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者を指す。

## H21.10.16 情報通信審議会答申(電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について)

### 1. ローミングの制度化について

#### (1)両当事者が合意している場合

- ・ 自らネットワーク構築して事業展開を図ることが原則ではあるが、(中略)MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべきもの。

#### (2)両当事者が合意していない場合

##### ①設備競争・サービス競争促進の観点

- ・ MNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする以上は、両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を図るべきものとするについては、慎重に判断することが必要である。
- ・ 例えば、過疎地域等(中略)での設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOが、同一市場の競合MNOが全国整備したネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形態が認められると、(中略)設備競争促進の大きな阻害要因となる。このため、このような形態が接続協定方式で実現可能とならないように、当該形態を接続の拒否事由に該当すると整理することが適当である。

##### ②公益的見地から必要とされる通信手段確保の観点

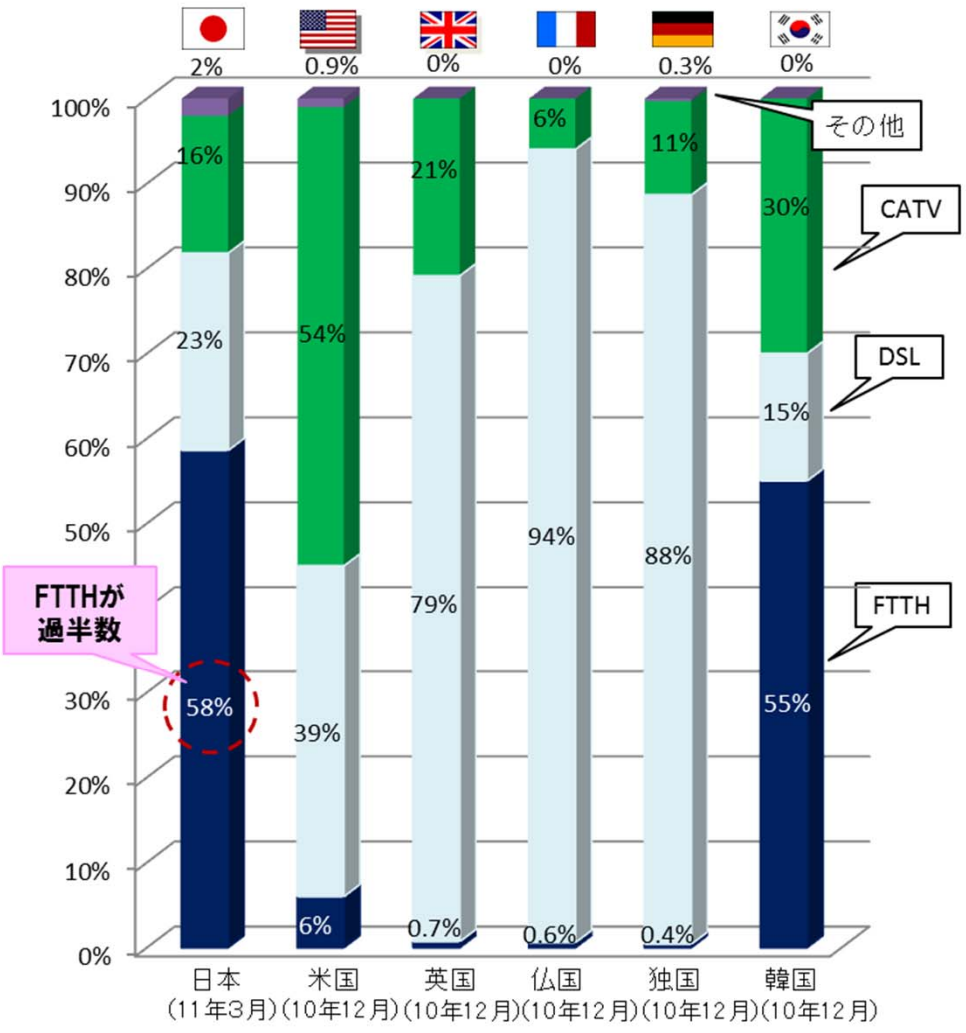
- ・ 緊急通報に限定したローミングについては、法令上緊急機関から発信者による呼び返しができる仕組みが必須であること、技術方式が異なる事業者間ではローミングによる対応が困難であること等の課題があるが、他MNOから緊急通報に限定したローミングの要望を受けたMNOは、公益的見地からの重要性にかんがみ、その実現に向けて、これらの課題解決のための検討・協議を積極的に行うことが必要である。

## H23.7.29 大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会 中間とりまとめ

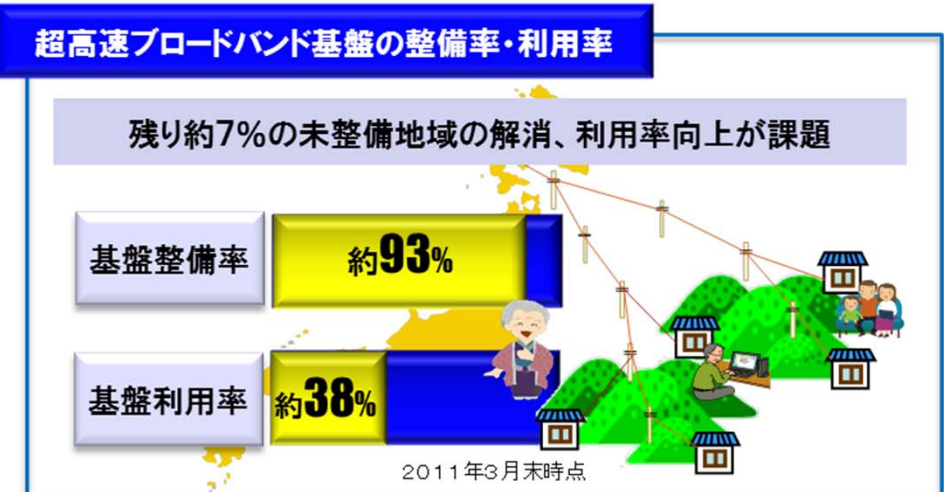
### ○緊急時における事業者間のネットワーク共用・連携の在り方

- ・ 緊急時における携帯事業者間のローミングについては、被災者等の通信手段確保といった公益的見地からの有効性は否定されないが、他方、その実現には課題があるとの意見もあることから、その在り方については、引き続き検討を行うことが必要である。
- ・ この際、緊急通報に限定したローミングについても、(中略)、法令上、緊急機関から発信者に呼び返しできる仕組み等が必須である等の課題があることを踏まえ、検討を行うことが必要である。

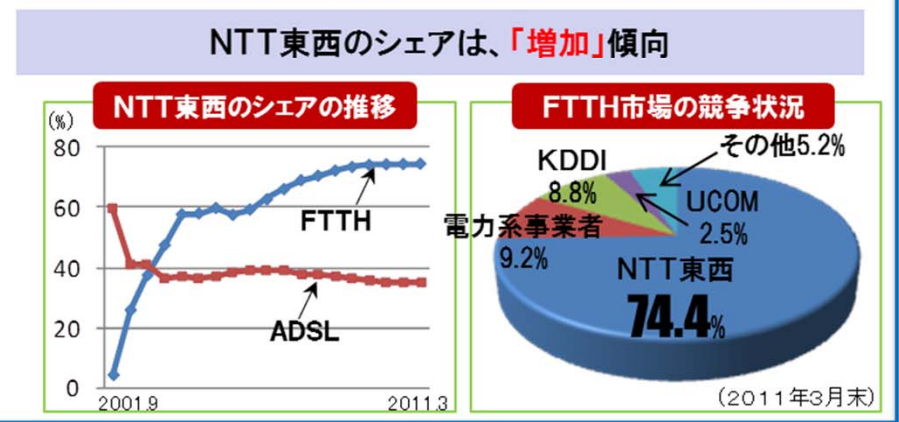
## ブロードバンド市場の国際状況比較



## 日本のブロードバンドに係る現状



## FTTH市場の競争状況





- 競争セーフガード制度は、IP化等が進展する中、公正競争確保を図る観点から、電気通信事業法及びNTT法に基づきこれまで講じられてきた競争セーフガード措置について、市場実態を的確に反映したものとするため、その有効性・適正性を定期的に検証する仕組み。
- 2007年度から毎年度検証を実施。パブコメの意見を踏まえて検証を行い、その結果に基づき、NTT東西に対し必要な要請等を実施。
- 「光の道」構想実現に向けて講じられたNTTの在り方を含めた競争ルールに関する措置について、今後の環境変化に適切に対応するためには、規制の遵守状況、市場の競争状況及び「光の道」構想に関する取組状況等を継続的に検証することが必要であり、その検証の手段としての役割を果たすことが想定される。

## 検証項目

### 1 指定電気通信設備制度に関する検証

#### (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証
- ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

#### (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

- ア 指定要件に関する検証
- イ 指定の対象に関する検証

#### (3) 禁止行為に関する検証

- 3-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証
  - ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
  - イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証
- 3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

### 2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

- ア 公正競争要件の遵守状況の検証
- イ 公正競争要件の見直しの必要性についての検証

## 検証の具体的手順

検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見公募を行う。必要に応じて関係事業者等に説明等を求める。検証にあたってはこれを踏まえる。



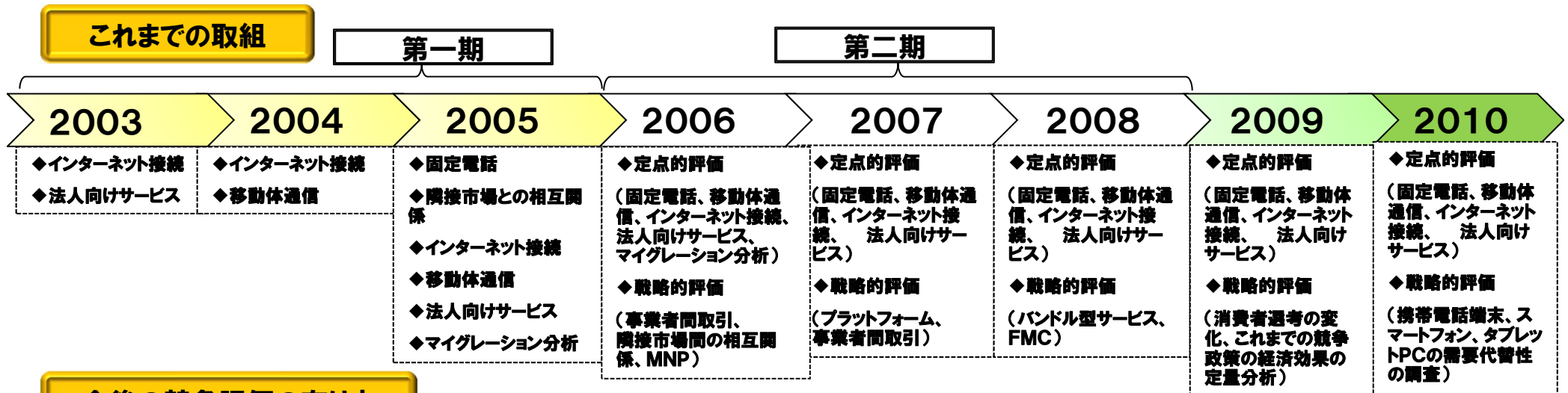
総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施。



提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、情報通信行政・郵政行政審議会へ報告。

- 検証は毎年度実施。
- 検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との有機的連携を図る。また、必要に応じて、競争評価における市場画定や評価結果などの活用を図る。

- 競争評価は、事前規制から事後規制に転換する中で、市場動向の変化を踏まえた的確な政策立案を行う観点から、2003年度に開始。
- 具体的には、「実施細目→情報収集→市場画定→競争状況の分析→評価結果(次頁参照)」という手順で、年度ごとに実施。
- 分析・評価は、一定の領域を継続的に対象とする定点的評価と特定のテーマに焦点を当てる戦略的評価を実施。
- 分析手法や評価結果は高度な専門性を必要とする内容となっていることから、外部有識者で構成される「競争評価アドバイザリーボード」において、中立的かつ専門的な見地からの助言を得て実施。
- 競争評価の評価結果は、政策立案の基礎データとして活用。



## 今後の競争評価の在り方

### 1. 今後の定点的評価の在り方

- (1) 今後の定点的評価については、引き続き小売市場を対象とする。
- (2) 特にFTTH市場については、従来の指標に加え、幅広い要素を勘案して行う。
- (3) 移動体通信領域については、対象市場の追加(データ通信)や、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行う。

### 2. 今後の戦略的評価の在り方

#### ○ 競争セーフガードとの連携強化

競争評価においては、競争評価と指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適切性について検証する「競争セーフガード」制度との連携強化が課題となっている。今後は、競争セーフガード制度との連携をさらに強化し、競争評価の実効性を高める観点から、競争セーフガード制度の検証の結果、措置・注視すべきとされた事項について必要に応じて、戦略的評価のテーマとして分析・評価を行うことを新たな戦略評価の中に位置付ける。